

（傍線の部分は改正部分）

<p>地方独立行政法人法</p>	<p>改正案</p>	<p>現行</p>	<p>改正後</p>	<p>独立行政法人通則法</p>
<p>第一章 総則 第一節 通則 (定義) 第二条 (略)</p>	<p>第一章 総則 第一節 通則 (定義) 第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定める</p>	<p>第一章 総則 第一節 通則 (定義) 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効率的かつ効果的に行わせるため、</p>	<p>第一章 総則 第一節 通則 (定義) 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところに</p>	<p>改正前</p>

(略)

ところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様な良質なサービスの提供を通じて公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する

より設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの、その他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(新設)

る試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（新設）

<p>(業務の公共性、透明性及び自主性等)</p> <p>第三条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>第三条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性等)</p> <p>第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p>
<p>(業務の公共性、透明性及び自主性等)</p> <p>3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経済の情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性等)</p> <p>3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>

<p>（地方独立行政法人評価委員会） 第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させる</p>				
<p>（地方独立行政法人評価委員会） 第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させる</p>				
<p>（設置） 第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」）</p>	<p>（名称の使用制限） 第十条 独立行政法人又は国立研究開発法人でない者は、その名称中に、独立行政法人又は国立研究開発法人という文字を用いてはならない。</p>	<p>（目的） 第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第二項、第三項又は第四項の目的の範囲内で、個別法で定める。</p>	<p>（名称） 第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。 2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。</p>	
<p>（独立行政法人評価委員会） 第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣</p>	<p>（名称の使用制限） 第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。</p>	<p>（目的） 第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。</p>	<p>（新設） 第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。</p>	

ため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第三項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

ため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（新設）

という。）を置く。

（所掌事務等）
第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。

- 二 第二十九条第三項、第三十二条第五項、第三十五条第三項、第三十五条の四第三項、第三十五条の六第八項、第三十五条の七第四項又は第三十五条の十一第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。

- 三 第三十五条第四項又は第三十五条の七第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。

- 四 第三十五条の二（第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を

府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

(新設)

四 第一百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

(新設)

五 第一百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

(新設)

六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第二号又は第三号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(新設)

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、条例で定める。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、条例で定める。

具申すること。

五 独立行政法人の業務運営に係る評価（次号において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。

六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。

七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

<p>2 委員は、再任されること できる。</p>	<p>(委員等の任命)</p> <p>第十二条の四 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に 関し学識経験のある者のうちから 、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第十二条の三 委員会は、委員十人 以内で組織する。</p> <p>2 委員会に、特別の事項を調査審 議させるため必要があるときは、 臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査さ せるため必要があるときは、専門 委員を置くことができる。</p>
(新設)	(新設)	(新設)

<p>第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長</p>	<p>3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(資料の提出等の要求)</p> <p>第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長</p>	<p>(委員長)</p> <p>第十二条の六 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>(新設)</p>

<p>に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(法人の長及び監事となるべき者)</p> <p>第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。</p> <p>3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。</p>
	<p>(新設)</p>	<p>(法人の長及び監事となるべき者)</p> <p>第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。</p> <p>3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。</p>

第二章 役員及び職員	<p>(役員職務及び権限)</p> <p>第十三条 (略)</p>	2・3 (略)	<p>4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成</p>
第二章 役員及び職員	<p>(役員職務及び権限)</p> <p>第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<p>2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p>	<p>3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。</p>
第二章 役員及び職員	<p>(役員職務及び権限)</p> <p>第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<p>2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。</p>	<p>3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。</p> <p>4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければ</p>
第二章 役員及び職員	<p>(役員職務及び権限)</p> <p>第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<p>2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。</p>	<p>3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。</p> <p>4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。</p>

しなければならない。

5| 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（新設）

6| 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

（新設）

一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他設立団体の規則で定める書類

（新設）

7| 監事は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人（地方独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ならない。

5| 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（新設）

6| 監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

（新設）

一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他主務省令で定める書類

（新設）

7| 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人（独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

<p>第十四条 (略)</p> <p>(理事長等への報告義務)</p> <p>第十三条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、設立団体の長に報告しなければならない。</p>	<p>8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>9 (略)</p>
<p>第十四条 (役員)の任命</p> <p>第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。</p>	<p>(新設)</p> <p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。</p>
<p>(役員)の任命</p> <p>第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。</p> <p>(法人の長等への報告義務)</p> <p>第十九条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p>
<p>(役員)の任命</p> <p>第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。</p>	<p>(新設)</p> <p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p>

<p>3 設立団体の長は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該地方独立行政法人の理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公表して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保</p>
--

<p>2 (略)</p>	<p>2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、設立団体の長が任命する。</p>
----------------	---

<p>3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推</p>	<p>2 監事は、主務大臣が任命する。</p>
--	---------------------------

<p>(新設)</p>	<p>2 監事は、主務大臣が任命する。</p>
-------------	---------------------------

<p>しつづ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するた めに必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>(役員の任期) 第十五条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(役員の任期) 第十五条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。</p> <p>5 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。</p> <p>4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>(中期目標管理法人の役員の任期) 第二十一条 中期目標管理法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次項において単に「中期目標の期間」という。）の末日までとする。</p>	<p>(役員の任期) 第二十一条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

<p>2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（第三十四条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。第三十八条及び第七十四条第四項において同じ。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、再任されることができ</p>	<p>(新設)</p> <p>2 役員は、再任されることができ</p>	<p>2 中期目標管理法の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日（第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。以下同じ。）までとする。ただし、補欠の中期目標管理法の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 中期目標管理法の役員（中期目標管理法の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標管理法の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 中期目標管理法の役員は、再任されることができ</p>	<p>(新設)</p> <p>2 役員は、再任されることができ</p>
<p>1 (国立研究開発法人の役員)の任期</p>			

第二十一条の二 国立研究開発法人
(新設)

の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該国立研究開発法人の第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項及び次項において単に「中長期目標の期間」という。）の末日までとする。ただし、中長期目標の期間が六年又は七年の場合であつて、より適切と認める者を任命するため主務大臣が特に必要があると認めるときは、中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすることができる。

- 一 中長期目標の期間が六年の場合
- 合 初日から三年を経過する日
- 二 中長期目標の期間が七年の場合
- 合 初日から三年又は四年を経過する日

2 前項の規定にかかわらず、第

十四条第一項の規定により国立研究開発法人の長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要があると認める場合であつて、中長期目標の期間が六年以上七年以下のときは、同条第二項の規定によりその成立の時に
おいて任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区
分に
応じ当該各号に定める日まで
とすることができる。

一 中長期目標の期間が六年の場

合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超

え七年未満の場合 初日から四

年を経過する日までの間に終了

する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場

合 初日から三年又は四年を経

過する日

3 前二項の規定にかかわらず、補

欠の国立研究開発法人の長の任期

<p>第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任命の日から、当該任</p>	<p>4 は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 国立研究開発法人の役員（国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。</p> <p>（行政執行法人の役員（任期））</p>
<p>（新設）</p>	

命の日から年を単位として個別法
で定める期間を経過する日までの
間に終了する最後の事業年度の未
日までとする。ただし、補欠の行
政執行法人の長の任期は、前任者
の残任期間とする。

2| 行政執行法人の監事の任期は、
各行政執行法人の長の任期（補欠
の行政執行法人の長の任期を含む
。以下この項において同じ。）と
対応するものとし、任命の日から
、当該対応する行政執行法人の長
の任期の末日を含む事業年度につ
いての財務諸表承認日までとする
。ただし、補欠の行政執行法人の
監事の任期は、前任者の残任期間
とする。

3| 行政執行法人の役員（行政執行
法人の長及び監事を除く。以下こ
の項において同じ。）の任期は、
個別法で定める。ただし、補欠の
行政執行法人の役員の任期は、前
任者の残任期間とする。

4| 行政執行法人の役員は、再任さ
れることができる。

<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第十九条の二 地方独立行政法人の</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>
<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第十九条の二 地方独立行政法人の</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>
<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第十九条の二 地方独立行政法人の</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p>第二十五条の二 独立行政法人の役</p>

役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、設立団体の長の承認がなければ、免除することができない。

3 設立団体の長は、前項の承認をしようとするときは、設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第一項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他

員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。

3 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を

<p>の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。</p> <p>5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。</p>	<p>第三章 業務運営</p> <p>第一節 業務</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 主として事業の経費を当該事</p>
<p>控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。</p>	<p>第三章 業務運営</p> <p>第一節 業務</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 試験研究を行うこと。</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。</p> <p>三 主として事業の経費を当該事</p>
<p>控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。</p>
<p>控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。</p>

業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）

ロ 工業用水道事業

ハ 軌道事業

ニ 自動車運送事業

ホ 鉄道事業

ヘ 電気事業

ト ガス事業

チ 病院事業

リ その他政令で定める事業

四 社会福祉事業を經營すること。

五 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であつて定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であつて定型的なものうち、別

業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）

ロ 工業用水道事業

ハ 軌道事業

ニ 自動車運送事業

ホ 鉄道事業

ヘ 電気事業

ト ガス事業

チ 病院事業

リ その他政令で定める事業

四 社会福祉事業を經營すること。

（新設）

<p>表に掲げるもの（以下「申請等関係事務」という。）を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理すること。</p> <p>六 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（第二号から前号までに掲げるものを除く。）。</p> <p>七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>（業務方法書）</p> <p>第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に關</p>	<p>（業務方法書）</p> <p>第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。</p>
	<p>（業務方法書）</p> <p>第二十八條 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。</p>	<p>（業務方法書）</p> <p>第二十八條 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に關する事項その他主務省令で定める</p>	<p>（業務方法書）</p> <p>第二十八條 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。</p>

<p>する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。</p>	<p>3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。</p>		
<p>事項を記載しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。</p>	<p>3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。</p>	<p>(評価等の指針の策定)</p> <p>第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及</p>	<p>(新設)</p>

		<p>び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。</p>	<p>(研究開発の事務及び事業に関する</p>
--	--	---	-------------------------

<p>第二節 中期目標等</p>	<p>第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。</p>
<p>第二節 中期目標等</p>	<p>第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>
<p>第二十八条の三 総合科学技術・イノベーション会議は、総務大臣の求めに応じ、研究開発の事務及び事業の特性を踏まえ、前条第一項の指針のうち、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成する。</p>	<p>第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>

<p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>（削る）</p> <p>二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>二 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>（新設）</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（中期計画）</p> <p>第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（</p>	<p>（中期計画）</p> <p>第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（</p>	<p>（中期計画）</p> <p>第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この</p>	<p>（中期計画）</p> <p>第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計</p>
---	---	---	---	---	---	---	---

以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 三 予算(人件費の見積りを含む)。

四 短期借入金金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重

以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 三 予算(人件費の見積りを含む)。

四 短期借入金金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重

節において「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 三 予算(人件費の見積りを含む)。

四 短期借入金金の限度額

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重

画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(新設)

- 三 予算(人件費の見積りを含む)。

四 短期借入金金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重

<p>第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一</p> <p>(年度計画)</p>	<p>要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>六 剰余金の使途</p> <p>七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>(削る)</p> <p>3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。</p>
<p>第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一</p> <p>(年度計画)</p>	<p>要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>六 剰余金の使途</p> <p>七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。</p>
<p>第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一</p> <p>(年度計画)</p>	<p>要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>七 剰余金の使途</p> <p>八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(削る)</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 中期目標管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。</p>
<p>第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の</p> <p>(年度計画)</p>	<p>要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>六 剰余金の使途</p> <p>七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。</p>

<p>項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この項、次項及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならぬ。当該変更後の中期計画を変更したときも、同様とする。</p>	<p>（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等） 第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。</p>
<p>項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>（各事業年度に係る業務の実績に関する評価） 第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p>
<p>項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。 2 中期目標管理法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。</p>	<p>（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等） 第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。</p>
<p>認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。</p>	<p>（各事業年度に係る業務の実績に関する評価） 第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p>

<p>3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項に</p>	<p>1 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</p> <p>2 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p>3 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p>
--	---

<p>3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地</p>	<p>2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p>
--	--

<p>3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項に</p>	<p>1 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</p> <p>2 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p>3 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p>
--	---

<p>3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独</p>	<p>2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p>
--	--

ついて総合的な評定を付して、行
わなければならない。この場合に
おいて、同項各号に規定する当該
事業年度における業務の実績に関
する評価は、当該事業年度におけ
る中期計画の実施状況の調査及び
分析を行い、その結果を考慮して
行わなければならない。

4 | 設立団体の長は、第一項第二号
に規定する中期目標の期間の終了
時に見込まれる中期目標の期間に
おける業務の実績に関する評価を
行うときは、あらかじめ、評価委
員会の意見を聴かなければならな
い。

5 | 設立団体の長は、第一項の評価
を行ったときは、遅滞なく、当該
地方独立行政法人に対して、その
評価の結果を通知し、公表すると
ともに、議会に報告しなければな

方独立行政法人に対して、その評
価の結果を通知しなければならない
い。この場合において、評価委員
会は、必要があると認めるときは
、当該地方独立行政法人に対し、
業務運営の改善その他の勧告をす
ることができる。

4 | 評価委員会は、前項の規定によ
る通知を行ったときは、遅滞なく
、その通知に係る事項（同項後段
の規定による勧告をした場合にあ
つては、その通知に係る事項及び
その勧告の内容）を設立団体の長
に報告するとともに、公表しなけ
ればならない。

5 | 設立団体の長は、前項の規定に
よる報告を受けたときは、その旨
を議会に報告しなければならない
。

ついて総合的な評定を付して、行
わなければならない。この場合に
おいて、同項各号に規定する当該
事業年度における業務の実績に関
する評価は、当該事業年度におけ
る中期計画の実施状況の調査及び
分析を行い、その結果を考慮して
行わなければならない。

4 | 主務大臣は、第一項の評価を行
ったときは、遅滞なく、当該中期
目標管理法人に対して、その評価
の結果を通知するとともに、公表
しなければならない。この場合に
おいて、同項第二号に規定する中
期目標の期間の終了時に見込まれ
る中期目標の期間における業務の
実績に関する評価を行ったときは
、委員会に対しても、遅滞なく、
その評価の結果を通知しなければ
ならない。

5 | 委員会は、前項の規定により通
知された評価の結果について、必
要があると認めるときは、主務大
臣に意見を述べなければならない
。

立行政法人及び政令で定める審議
会（以下「審議会」という。）に
対して、その評価の結果を通知し
なければならない。この場合に
おいて、評価委員会は、必要がある
と認めるときは、当該独立行政法
人に対し、業務運営の改善その他
の勧告をすることができる。

4 | 評価委員会は、前項の規定によ
る通知を行ったときは、遅滞なく
、その通知に係る事項（同項後段
の規定による勧告をした場合にあ
つては、その通知に係る事項及び
その勧告の内容）を公表しなけれ
ばならない。

5 | 審議会は、第三項の規定により
通知された評価の結果について、
必要があると認めるときは、当該
評価委員会に対し、意見を述べる
ことができる。

らない。

6| 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(新設)

6| 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(削除)

(削除)

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2| 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並び

	<p>(評価の結果の取扱い等)</p> <p>第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>
	<p>(中期目標に係る事業報告書)</p> <p>第二十九条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
	<p>(評価結果の取扱い等)</p> <p>第二十八条の四 独立行政法人は、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。</p>
<p>にこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p> <p>3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。</p>	<p>(新設)</p>

<p>2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。</p>	<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 設立団体の長は、第一項の検討</p>
<p>2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。</p>	<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の検討の結果</p>	<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による</p>
<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による</p>	<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による</p>

	<p>の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。</p>
<p>第三十五條の二 委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合</p>	<p>及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。</p> <p>5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。</p>
<p>(内閣総理大臣への意見具申) (新設)</p>	<p>検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。</p> <p>(新設)</p>

		<p>において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。</p>	
		<p>第三十五條の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。</p> <p>一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事</p>	<p>（新設）</p>

-
-
-
- 三| 業務運営の効率化に関する事項
- 四| 財務内容の改善に関する事項
- 五| その他業務運営に関する重要事項
- 3| 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- 4| 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意
-

<p>見を聴かなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。</p> <p>6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。</p>		<p>(中長期計画)</p> <p>第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない</p>	<p>(新設)</p>

。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二| 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三| 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四| 短期借入金 の 限度額

五| 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六| 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七| 剰余金の使途

八| その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3| 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号

		<p>から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。</p>	
		<p>(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)</p> <p>第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</p> <p>二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及</p>	<p>(新設)</p>

び中長期目標の期間の終了時に
見込まれる中長期目標の期間に
おける業務の実績

三 中長期目標の期間の最後の事
業年度 当該事業年度における
業務の実績及び中長期目標の期
間における業務の実績

2

国立研究開発法人は、前項の規
定による評価のほか、中長期目標
の期間の初日以後最初に任命され
る国立研究開発法人の長の任期が
第二十一条の二第一項ただし書の
規定により定められた場合又は第
十四条第二項の規定によりその成
立の時に於いて任命されたものと
される国立研究開発法人の長の任
期が第二十一条の二第二項の規定
により定められた場合には、それ
らの国立研究開発法人の長（以下
この項において「最初の国立研究
開発法人の長」という。）の任期
（補欠の国立研究開発法人の長の
任期を含む。）の末日を含む事業
年度の終了後、当該最初の国立研
究開発法人の長の任命の日を含む

事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない[°]

3 | 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない[°]

4 | 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 | 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評価を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 | 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

7 | 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終

		<p>了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。</p> <p>8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。</p> <p>9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>(中長期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時まで</p>	<p>(新設)</p>
--	--	---	-------------

、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 | 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

3 | 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

4 | 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5 | 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

6 | 委員会は、前項の勧告をしたと

		<p>きは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならぬ。</p> <p>7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。</p>	
		<p>(業務運営に関する規定の準用)</p> <p>第三十五条の八 第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「同項の中長期計画」と、同条第二項中「前条第一項の認可を受けた」とあるのは「第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」と、「中期計画について前条第一項」とあるのは「中長期計画(第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において</p>	<p>(新設)</p>

<p>第四章 財務及び会計</p>	<p>第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>第四章 財務及び会計</p>	<p>第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>第四章 財務及び会計</p> <p>同じ。について同条第一項と、第三十五条の二中「前条第四項」とあるのは「第三十五条の第七五項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>第四章 財務及び会計</p>	<p>第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p>

及び決算報告書に関する監査報告
（次条第一項の規定により会計監
査人の監査を受けなければならな
い地方独立行政法人にあっては、
監査報告及び会計監査報告。以下
同じ。）を添付しなければならな
い。

（削る）

3 | 地方独立行政法人は、第一項の
規定による設立団体の長の承認を
受けたときは、遅滞なく、財務諸
表を公告し、かつ、財務諸表並び
に前項の事業報告書、決算報告書
及び監査報告を、各事務所に備え
置き、設立団体の規則で定める期
間、一般の閲覧に供しなければなら
ない。

定により会計監査人の監査を受け
なければならぬ地方独立行政法
人にある場合は、監事及び会計監査
人の意見。第四項及び第三百十條
第八号において同じ。）を付けな
ければならない。

3 | 設立団体の長は、第一項の規定

により財務諸表を承認しようとする
ときは、あらかじめ、評価委員
会の意見を聴かなければならない。

4 | 地方独立行政法人は、第一項の
規定による設立団体の長の承認を
受けたときは、遅滞なく、財務諸
表を公告し、かつ、財務諸表並び
に第二項の事業報告書、決算報告
書及び監事の意見を記載した書面
を、各事務所に備え置き、設立団
体の規則で定める期間、一般の閲
覧に供しなければならぬ。

監査報告（次条第一項の規定によ
り会計監査人の監査を受けなけれ
ばならない独立行政法人にあって
は、監査報告及び会計監査報告。
以下同じ。）を添付しなければな
らない。

（削る）

3 | 独立行政法人は、第一項の規定
による主務大臣の承認を受けたと
きは、遅滞なく、財務諸表を官報
に公告し、かつ、財務諸表並びに
前項の事業報告書、決算報告書及
び監査報告を、各事務所に備えて
置き、主務省令で定める期間、一
般の閲覧に供しなければならぬ。

4 | 独立行政法人は、第一項の附属

明細書その他主務省令で定める書
類については、前項の規定による
公告に代えて、次に掲げる方法の

会計監査人の監査を受けなければ
ならない独立行政法人にあっては
、監事及び会計監査人の意見。以
下同じ。）を付けなければならぬ
い。

3 | 主務大臣は、第一項の規定によ
り財務諸表を承認しようとする
ときは、あらかじめ、評価委員会の
意見を聴かなければならない。

4 | 独立行政法人は、第一項の規定
による主務大臣の承認を受けたと
きは、遅滞なく、財務諸表を官報
に公告し、かつ、財務諸表並びに
第二項の事業報告書、決算報告書
及び監事の意見を記載した書面を
、各事務所に備えて置き、主務省
令で定める期間、一般の閲覧に供
しなければならぬ。

（新設）

<p>(会計監査人の監査)</p> <p>第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。以下この条</p>	
<p>(会計監査人の監査)</p> <p>第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務</p>	
<p>(会計監査人の監査)</p> <p>第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において</p>	<p>いづれかにより公告することができ きる。</p> <p>一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法</p> <p>二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるもの)をとる公告の方法をいう。次項において同じ。)</p> <p>5 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならぬ。</p>
<p>(会計監査人の監査)</p> <p>第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事</p>	<p>(新設)</p>

において同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

この場合において、会計監査人は設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に

掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この

諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(新設)

同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に

掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。

業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(新設)

号において同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものである。

3 会計監査人は、その職務を行う

ため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人に対して会計に
関する報告を求め、又は地方独立
行政法人若しくはその子法人の業
務及び財産の状況の調査をするこ
とができる。

4 前項の子法人は、正当な理由が

あるときは、同項の報告又は調査
を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行う

に当たっては、次の各号のいずれ
かに該当する者を使用してはなら
ない。

一 第三十七条第三項第一号又は
第二号に掲げる者

二 第三十六条の規定により自己
が会計監査人に選任されている
地方独立行政法人又はその子法
人の役員又は職員

(新設)

(新設)

(新設)

()をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものである。

3 会計監査人は、その職務を行う

ため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由が

あるときは、同項の報告又は調査
を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行う

に当たっては、次の各号のいずれ
かに該当する者を使用してはなら
ない。

一 第四十一条第三項第一号又は
第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が
会計監査人に選任されている独
立行政法人又はその子法人の役
員又は職員

(新設)

(新設)

(新設)

<p>三 第三十六条の規定により自己が会計監査人に選任されている 地方独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十七条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者</p>	
<p>三 第三十六条の規定により自己 が会計監査人に選任されている 地方独立行政法人又はその子法 人から公認会計士（公認会計士 法（昭和二十三年法律第百三十三 号）第十六条の二第五項に規定す る外国公認会計士を含む。第三 十七条第一項及び第三項第二号 において同じ。）又は監査法人 の業務以外の業務により継続的 な報酬を受けている者</p>	<p>（監事に対する報告） 第三十五条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報</p>
<p>三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている 独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者</p>	
<p>（新設） 第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報</p>	<p>（新設）</p>

<p>告を求めることができる。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第三十六条 会計監査人は、設立団体の長が選任する。</p>	<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第三十六条 会計監査人は、設立団体の長が選任する。</p>	<p>告を求めることができる。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。</p>	<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。</p>
<p>(会計監査人の資格等)</p> <p>第三十七条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。</p>	<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第三十七条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。</p>	<p>(会計監査人の資格等)</p> <p>第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。</p>	<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。</p>
<p>2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを地方独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。</p>	<p>2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。</p>	<p>2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。</p>	<p>2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。</p>
<p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者</p>	<p>(新設)</p>	<p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者</p>	<p>(新設)</p>

<p>二 監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての設立団体の長の第三十四条第一項の承認の時までとする。</p>	<p>二 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。</p>	<p>(利益及び損失の処理等)</p> <p>第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、こ</p>	<p>(利益及び損失の処理等)</p> <p>第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、こ</p>	<p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この</p>	<p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この</p>
--	--	--	--	--	---	---	--	--

の限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

の限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

(削る)

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団

(削る)

4 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

〔個別法の例〕

独立行政法人造幣局法（平成十四年五月十日法律第四十号）

（積立金の処分）

体の規則で定める。

体の規則で定める。

第十五条 造幣局は、毎事業年度、通則法第四十四条第一項

本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「整理」という。）を行った後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

- 一 当該事業年度（以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）の直前の事業年度（次号において「前事業年度」という。）に係る整理を行った後積立金がなかったとき対象事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

- 二 前事業年度に係る整理を

行った後積立金があった場合であつて、対象事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額

2

造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち

<p>(借入金等)</p> <p>第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限</p>	
<p>(借入金等)</p> <p>第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度</p>	
<p>(借入金等)</p> <p>第四十五条 独立行政法人は、中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画)</p>	<p>ち財務大臣の承認を受けた金額を、対象事業年度の次の事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の事業年度における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>(借入金等)</p> <p>第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期</p>	

度を超えて短期借入金をする
ことができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(削る)

額を超えて短期借入金をする
ことができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 設立団体の長は、第一項ただし

書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴

同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの(の)をいう。以下同じ。)の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(削る)

借入金を行うことができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又

は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かな

<p>(出資等に係る不要財産の納付等)</p>	<p>4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。</p> <p>(財源措置)</p> <p>第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当たっては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令並びに設立団体の条例及び規則の規定、定款並びに認可中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。</p>	<p>4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。</p>
<p>(出資等に係る不要財産の納付等)</p>	<p>(財源措置)</p> <p>第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。</p> <p>かなければならない。</p>
<p>(不要財産に係る国庫納付等)</p>	<p>(財源措置)</p> <p>第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>2 独立行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期目標管理法人の中期計画、国立研究開発法人の中期計画又は行政執行法人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。</p>	<p>4 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。</p>
<p>(不要財産に係る国庫納付等)</p>	<p>(財源措置)</p> <p>第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。</p> <p>なければならぬ。</p>

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財

第四十六条の二 独立行政法人は、

不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するとき、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付

産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第

産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第

に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。

ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十三第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを

に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。

ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを

二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(削る)

6 設立団体の長は、第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

(削る)

国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

<p>7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p>
		<p>(不要財産に係る民間等出資の払戻し) 第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの(以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。)については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者(以下この条において単に「出資者」という。)に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画定めた場合、国立研究開発法人の中</p>	<p>(不要財産に係る民間等出資の払戻し) 第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの(以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。)については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者(以下この条において単に「出資者」という。)に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの</p>

長期計画において第三十五条の五
第二項第五号の計画を定めた場合
又は行政執行法人の事業計画にお
いて第三十五条の十第三項第五号
の計画を定めた場合であつて、こ
れらの計画に従つて払戻しの請求
をすることができる旨を催告する
ときは、主務大臣の認可を受ける
ことを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し
、前項の規定による催告を受けた
日から起算して一月を経過する日
までの間に限り、同項の払戻しの
請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定に
よる請求があつたときは、遅滞な
く、当該請求に係る民間等出資に
係る不要財産又は当該請求に係る
民間等出資に係る不要財産（金銭
を除く。）の譲渡により生じた収
入の額（当該財産の帳簿価額を超
える額がある場合には、その額を
除く。）の範囲内で主務大臣が定
める基準により算定した金額によ
り、同項の規定により払戻しを請

請求をすることができる旨を催告
するときは、主務大臣の認可を受
けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し
、前項の規定による催告を受けた
日から起算して一月を経過する日
までの間に限り、同項の払戻しの
請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定に
よる請求があつたときは、遅滞な
く、当該請求に係る民間等出資に
係る不要財産又は当該請求に係る
民間等出資に係る不要財産（金銭
を除く。）の譲渡により生じた収
入の額（当該財産の帳簿価額を超
える額がある場合には、その額を
除く。）の範囲内で主務大臣が定
める基準により算定した金額によ
り、同項の規定により払戻しを請

求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

（削る）

求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴

	<p>（財産の処分等の制限）</p> <p>第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならぬ。ただし、第四十二条の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。</p>	<p>（財産の処分等の制限）</p> <p>第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。</p>	<p>かなければならない。</p> <p>（財産の処分等の制限）</p> <p>第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。</p>
<p>2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>（削る）</p>	<p>2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>

<p>(役員の報酬等)</p> <p>第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員等の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。</p> <p>(評価委員会の意見の申出)</p>	<p>(役員の報酬等)</p> <p>第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員等の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。</p> <p>(評価委員会の意見の申出)</p>	<p>(役員の報酬等)</p> <p>第五十二条 行政執行法人の役員に対する報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 行政執行法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員等の報酬等、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の十第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。</p> <p>(評価委員会の意見の申出)</p>	<p>(役員の報酬等)</p> <p>第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員等の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。</p> <p>(評価委員会の意見の申出)</p>
--	---	--	---

<p>第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。</p> <p>2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。</p>	<p>第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。</p> <p>2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。</p>	<p>(削る)</p>	<p>第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。</p> <p>2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。</p>
<p>(職員の給与)</p> <p>第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも</p>	<p>(職員の給与)</p> <p>第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同</p>	<p>(職員の給与)</p> <p>第五十七条 行政執行法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に 応ずるものであり、かつ、職員が 発揮した能率が考慮されるもので なければならない。</p> <p>2 行政執行法人は、その職員の給 与の支給の基準を定め、これを主 務大臣に届け出るとともに、公表 しなければならない。これを変更 したときも、同様とする。</p>	<p>(職員の給与)</p> <p>第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に 応ずるものであり、かつ、職 員が発揮した能率が考慮されるも のでなければならない。</p> <p>2 特定独立行政法人は、その職員 の給与の支給の基準を定め、これ を主務大臣に届け出るとともに、 公表しなければならない。これを 変更したときも、同様とする。</p>

<p>、同様とする。</p> <p>3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p>	<p>(役員の兼職禁止)</p> <p>第五十五条 一般地方独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</p>
<p>様とする。</p> <p>3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、他の特定地方独立行政法人の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。</p>	<p>(役員の兼職禁止)</p> <p>第五十五条 一般地方独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</p>
<p>3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の従業員との給与、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の十第三項第三号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p>	<p>第五章 人事管理</p> <p>第一節 中期目標管理法 及び国立研究開発法人</p> <p>(役員の兼職禁止)</p> <p>第五十条の三 中期目標管理法の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</p>
<p>3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>(新設)</p>

<p>(再就職者による法令等違反行為)</p> <p>2 第五十条第一項の規定は、一般 地方独立行政法人の役員及び職員 について準用する。</p>	<p>(再就職者による法令等違反行為)</p> <p>2 第五十条第一項の規定は、一般 地方独立行政法人の役員及び職員 について準用する。</p>	<p>(再就職者による法令等違反行為)</p> <p>2 第五十条の二 中期目標管理法人の 役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その の役員が考慮されるものでなければならぬ。 2 中期目標管理法人は、その役員 に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出ると ともに、公表しなければならない。 。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、 国家公務員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)、民間 企業の役員報酬等、当該中期目標 管理法人の業務の実績その他の 事情を考慮して定められなければならない。</p>	<p>(準用)</p> <p>第五十六条 第四十八条及び第四十九 条の規定は、一般地方独立行政 法人の役員報酬等について準用 する。この場合において、第四十 八条第三項中「給与を参酌し、か つ」とあるのは「給与」と、「実 績及び認可中期計画の第二十六条 第二項第三号の「人件費の見積り」 とあるのは「実績」と、読み替え るものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十六条 第四十八条及び第四十九 条の規定は、一般地方独立行政 法人の役員報酬等について準用 する。この場合において、第四十 八条第三項中「実績及び認可中期 計画の第二十六条第二項第三号の 人件費の見積り」とあるのは、「 実績」と読み替えるものとする。</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>(新設)</p>
<p>(再就職者による法令等違反行為)</p>	<p>【地方公務員法】</p>	<p>(再就職者による法令等違反行為)</p>	<p>(新設)</p>

の依頼等の届出)

第五十六条の二 一般地方独立行政
法人の役員又は職員は、次に掲げ
る要求又は依頼を受けたときは、
政令で定めるところにより、当該
一般地方独立行政法人の理事長に
その旨を届け出なければならない
。

一 一般地方独立行政法人の役員
又は職員（非常勤の者を除く。
）であつた者であつて離職後に
営利企業等（商業、工業又は金

第三十八条の二

7 職員は、前項各号に掲げる場合
を除き、再就職者から第一項、第
四項又は第五項の規定（次項の規
定に基づく条例が定められている
ときは、当該条例の規定を含む。
）により禁止される要求又は依頼
を受けたとき（地方独立行政法人
法第五十条の二において準用する
第一項、第四項又は第五項の規定
（同条において準用する次項の規
定に基づく条例が定められている
ときは、当該条例の規定を含む。
）により禁止される要求又は依頼
を受けたときを含む。）は、人事
委員会規則又は公平委員会規則で
定めるところにより、人事委員会
又は公平委員会にその旨を届け出
なければならない。

（再就職者による依頼等の規制）
第三十八条の二 職員（臨時的に任
用された職員、条件付採用期間中
の職員及び非常勤職員（第二十八
条の五第一項に規定する短時間勤

の依頼等の届出)

第五十条の六 中期目標管理法人の
役員又は職員は、次に掲げる要求
又は依頼を受けたときは、政令で
定めるところにより、当該中期目
標管理法人の長にその旨を届け出
なければならない。

一 中期目標管理法人役員であ
つた者であつて離職後に営利企
業等の地位に就いている者（以
下この条において「再就職者」

（新設）

融業その他営利を目的とする私企業（以下この条において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として設立団体の規則で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該一般地方独立行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する

務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属す

という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該中期目標管理法の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

処分に関する事務（当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて職前五年間の職務に属するものに関するこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款又は当該一般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下この条及び次条第二項において「法令等違反行為」という。）の要求又は依頼

る機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）と

の間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又ものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間

で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する（と）となる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該一般地方独立行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位として設立団体の規則で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三年法律第二十号（第二十一条

第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若し

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該一般地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該一般地方独

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標管理法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該中期目標管理法

<p>立行政法人においてその締結について自らが決定したものは又は当該一般地方独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼</p>	<p>くは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したものは当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。</p>	<p>人においてその締結について自らが決定したものは又は当該中期目標管理法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼</p>	
<p>（一般地方独立行政法人の理事長が講ずべき措置等） 第五十六条の三 一般地方独立行政法人の理事長は、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員が前条の規定に違反したと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督</p>	<p>（違反行為の疑いに係る任命権者の報告） 第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行</p>	<p>（中期目標管理法人の長がとるべき措置等） 第五十条の八 中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は</p>	<p>（新設）</p>

上の措置及び当該一般地方独立行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 前条の規定による届出を受けた一般地方独立行政法人の理事長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 一般地方独立行政法人の理事長は、毎年度、前条の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、設立団体の長に報告しなければならない。

為（以下「規制違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）
第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行うおとずるときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（任命権者に対する調査の要求等

職員に対する監督上の措置及び当該中期目標管理法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 中期目標管理法人の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

<p>第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するとき、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。</p>	<p>(一般地方独立行政法人の講ずる措置)</p> <p>第五十六条の四 一般地方独立行政法人は、地方公務員法第三十八条の六第一項並びに独立行政法人通則法第五十条の四、第五十条の五、第五十条の七及び第五十条の八の規定の趣旨並びに当該一般地方独立行政法人の役員又は職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職</p>
<p>第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。</p>	<p>(地方公共団体の講ずる措置)</p> <p>第三十八条の六 地方公共団体は、</p>
<p>(他の中期目標管理法人事職員に ついての依頼等の規制)</p> <p>第五十条の四 中期目標管理法の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人事職員」という。)は、密接関係法人等他の中期目標管理法人事職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法の中期目標管理法人事</p>	<p>(他の中期目標管理法人事職員に ついての依頼等の規制)</p> <p>第五十条の四 中期目標管理法の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人事職員」という。)は、密接関係法人等他の中期目標管理法人事職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法の中期目標管理法人事</p>
<p>(新設)</p>	

管理の適正を確保するために必要
と認められる措置を講ずるものと
する。

職員であつた者を、当該密接関係
法人等の地位に就かせることを目
的として、当該他の中期目標管理
法人役職員若しくは当該中期目標
管理法人役職員であつた者に関す
る情報を提供し、若しくは当該地
位に関する情報の提供を依頼し、
又は当該他の中期目標管理法人役
職員をその離職後に、若しくは当
該中期目標管理法人役職員であつ
た者を、当該密接関係法人等の地
位に就かせることを要求し、若し
くは依頼してはならない。

2 | 前項の規定は、次に掲げる場合
には、適用しない。

一 | 基礎研究、福祉に関する業務
その他の円滑な再就職に特に配
慮を要する業務として政令で定
めるものに従事し、若しくは従
事していた他の中期目標管理法
人役職員又はこれらの業務に従
事していた中期目標管理法人役
職員であつた者を密接関係法人
等の地位に就かせることを目的
として行う場合

二 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であつた者であつて任期（十年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の中期目標管理法
人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として
行う場合

四 第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき中期目標管理法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標管理法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したものの以外の地位に就いたことがない他の中期目標管理法
人役職員が離職を余儀なくされることが

見込まれる場合において、当該他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 第三十五条第一項の規定による措置であつて政令で定める人数以上の中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該中期目標管理法人役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独

立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等とその業務が中期目標管理法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち総務大臣が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、中期目標管理法人役職員が当該中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、中期目標管理法人役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めてい
る営利企業等に限り。）をいう。

5 | 第二項第二号の「退職手当通算
予定役職員」とは、中期目標管理
法人の長の要請に応じ、引き続き
退職手当通算法人等（前項に規
定する退職手当通算法人等という
。以下同じ。）の役員又は退職手
当通算法人等に使用される者とな
るため退職することとなる中期目
標管理法役職員であつて、当該
退職手当通算法人等に在職した後
、特別の事情がない限り引き続き
採用が予定されている者のうち
政令で定めるものをいう。

6 | 第一項の規定によるもののほか
、中期目標管理法人の役員又は職
員は、この法律、個別法若しくは
他の法令若しくは当該中期目標管
理法人が定める業務方法書、第四
十九条に規定する規程その他の規
則に違反する職務上の行為（以下
「法令等違反行為」という。）を
すること若しくはした事又は当
該中期目標管理法人の他の役員若
しくは職員に法令等違反行為をさ
せること若しくはさせたことに関

し、営利企業等に対し、当該中期
目標管理法人の他の役員若しくは
職員をその離職後に、又は当該中
期目標管理法人の役員若しくは職
員であつた者を、当該営利企業等
の地位に就かせることを要求し、
又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中
の求職の規制)

第五十条の五 中期目標管理法人の
役員又は職員は、法令等違反行為
をすること若しくはしたこと又は
中期目標管理法人の他の役員若し
くは職員に法令等違反行為をさせ
ること若しくはさせたことに関し
、営利企業等に対し、離職後に当
該営利企業等の地位に就くことを
要求し、又は約束してはならない
。

(中期目標管理法人の長への届出)
第五十条の七 中期目標管理法人役
職員(第五十条の四第五項に規定
する退職手当通算予定役職員を除

(新設)

(新設)

く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、中期目標管理法の長に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標管理法の長は、当該中期目標管理法の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標管理法役員職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

（中期目標管理法の長がとるべき措置等）【再掲】

第五十条の八 中期目標管理法の長は、当該中期目標管理法の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該中期目標管理法における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 | 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 | 中期目標管理法人の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

2 | 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

	<p>(職員との給与)</p> <p>第五十七条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、当該一般地方独立行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情</p>		
	<p>(職員との給与)</p> <p>第五十七条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、当該一般地方独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。</p>		
	<p>(職員との給与等)</p> <p>第五十条の十 中期目標管理法の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 中期目標管理法は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。</p>	<p>(新設)</p>

			を考慮して定められなければならない。 ない。
第五十三条 行政執行法人の役員（ （役員の服務）	第二節 行政執行法人 （役員及び職員の身分） 第五十一条 行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員とする。	（国立研究開発法人への準用） 第五十条の十一 第五十条の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十五条の六第一項」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、同項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条の七第一項」と読み替えるものとする。	用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。
第五十四条 特定独立行政法人の役員（ （役員の服務）	第一節 特定独立行政法人 （役員及び職員の身分） 第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。		（新設）

以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任

員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任

		<p>命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p>	<p>命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p>
		<p>(役員の退職管理) 第五十四条 国家公務員法第十八条の二第二項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第九十九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹</p>	<p>(役員の退職管理) 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第二項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第九十九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針</p>

部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）
、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員
の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）
、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）
とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三

、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）
、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員
の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）
、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）
とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条

第一項及び第六百六条の十六中「第六百六条の二から第六百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第六百六条の二から第六百六条の四まで」と、同法第六百六条の第二項及び第四項、第六百六条の第三項並びに第六百六条の第四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項」と、同法第六百六条の第二第二項第二号及び第四項、第六百六条の第三第二項第一号、第六百六条の四第一項並びに第六百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第六百六条の第二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第六百六条の二十

の三第一項及び第六百六条の十六中「第六百六条の二から第六百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の第二第一項において準用する第六百六条の二から第六百六条の四まで」と、同法第六百六条の第二第二項及び第四項、第六百六条の第三第二項並びに第六百六条の第四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の第二第一項において準用する前項」と、同法第六百六条の第二第二項第二号及び第四項、第六百六条の第三第二項第一号、第六百六条の四第一項並びに第六百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第六百六条の第二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の第二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同

四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前項第二号」と、同法第六條の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六條の三第二項第一号中「前條第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前條第四項」と、同法第六條の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前二項」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前三項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前各項」と、同法第六條の二十二中「第六條の五」とあるのは「独立行政法人通則

法第六條の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第六條の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六條の三第二項第一号中「前條第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する前條第四項」と、同法第六條の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する前二項」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する前三項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する前各項」と、同法第六條の二十二中「第

法第五十四条第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条

百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百

第一項において準用する第百六条の二第二項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条

六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第二項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条

<p>の三第一項の調査に ありと認めるときは、当該調査の 対象である役員若しくは役員であ った者に出頭を求めて質問し、又 は当該役員の勤務する場所（役員 として勤務していた場所を含む。 ）に立ち入り、帳簿、書類その他 の必要な物件を検査し、若しくは 関係人に質問することができる。</p> <p>4 前項の規定により立入検査をす る者は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係人にこれを提示しな ければならない。</p> <p>5 第三項の規定による立入検査の 権限は、犯罪捜査のために認めら れたものと解してはならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、第二項及び第 三項の規定による権限を再就職等 監視委員会に委任する。</p> <p>（役員の災害補償） 第五十五条 役員の公務上の災害又 は通勤による災害に対する補償及 び公務上の災害又は通勤による災 害を受けた役員に対する福祉事業</p>	<p>の三第一項の調査に ありと認めるときは、当該調査の 対象である役員若しくは役員であ った者に出頭を求めて質問し、又 は当該役員の勤務する場所（役員 として勤務していた場所を含む。 ）に立ち入り、帳簿、書類その他 の必要な物件を検査し、若しくは 関係人に質問することができる。</p> <p>4 前項の規定により立入検査をす る者は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係人にこれを提示しな ければならない。</p> <p>5 第三項の規定による立入検査の 権限は、犯罪捜査のために認めら れたものと解してはならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、第二項及び第 三項の規定による権限を再就職等 監視委員会に委任する。</p> <p>（役員の災害補償） 第五十五条 役員の公務上の災害又 は通勤による災害に対する補償及 び公務上の災害又は通勤による災 害を受けた役員に対する福祉事業</p>
---	---

十八条（第一項前段を除く。）
、第六十二条から第七十条まで
、第七十条の三第二項及び第七
十条の四第二項、第七十五条第
二項並びに第百六条の規定
三 国家公務員の寒冷地手当に関
する法律（昭和二十四年法律第
二百号）の規定
四 一般職の職員の給与に関する
法律の規定
五 削除
六 国家公務員の育児休業等に関
する法律（平成三年法律第九
号）第五条第二項、第八条、第
九条、第十六条から第十九条ま
で及び第二十四条から第二十六
条までの規定
七 一般職の職員の勤務時間、休
暇等に関する法律の規定
八 一般職の任期付職員の採用及
び給与の特例に関する法律（平
成十二年法律第百二十五号）第
七条から第九条までの規定
九 国家公務員の自己啓発等休業
に関する法律（平成十九年法律

十八条（第一項前段を除く。）
、第六十二条から第七十条まで
、第七十条の三第二項及び第七
十条の四第二項、第七十五条第
二項並びに第百六条の規定
三 国家公務員の寒冷地手当に関
する法律（昭和二十四年法律第
二百号）の規定
四 一般職の職員の給与に関する
法律の規定
五 削除
六 国家公務員の育児休業等に関
する法律（平成三年法律第九
号）第五条第二項、第八条、第
九条、第十六条から第十九条ま
で及び第二十四条から第二十六
条までの規定
七 一般職の職員の勤務時間、休
暇等に関する法律の規定
八 一般職の任期付職員の採用及
び給与の特例に関する法律（平
成十二年法律第百二十五号）第
七条から第九条までの規定
九 国家公務員の自己啓発等休業
に関する法律（平成十九年法律

第四十五号) 第五条第二項及び
第七条の規定

十 国家公務員の配偶者同行休業
に関する法律(平成二十五年法
律第七十八号) 第五条第二項及
び第八条の規定

2

職員に関する国家公務員法の適
用については、同法第二条第六項
中「政府」とあるのは「独立行政
法人通則法第二条第四項に規定す
る行政執行法人(以下「行政執行
法人」という。)」と、同条第七
項中「政府又はその機関」とある
のは「行政執行法人」と、同法第
三十四条第一項第五号中「内閣総
理大臣」とあるのは「行政執行法
人」と、同条第二項中「政令で定
める」とあるのは「行政執行法人
が定めて公表する」と、同法第六
十条第一項中「場合には、人事院
の承認を得て」とあるのは「場合
には」と、「により人事院の承認
を得て」とあるのは「により」と
、同法第七十条の三第一項中「そ
の所轄庁の長」とあるのは「当該

第四十五号) 第五条第二項及び
第七条の規定

十 国家公務員の配偶者同行休業
に関する法律(平成二十五年法
律第七十八号) 第五条第二項及
び第八条の規定

2

職員に関する国家公務員法の適
用については、同法第二条第六項
中「政府」とあるのは「独立行政
法人通則法第二条第二項に規定す
る特定独立行政法人(以下「特定
独立行政法人」という。)」と、
同条第七項中「政府又はその機関
」とあるのは「特定独立行政法人
」と、同法第三十四条第一項第五
号中「内閣総理大臣」とあるのは
「特定独立行政法人」と、同条第
二項中「政令で定める」とあるの
は「特定独立行政法人が定めて公
表する」と、同法第六十条第一項
中「場合には、人事院の承認を得
て」とあるのは「場合には」と、
「により人事院の承認を得て」と
あるのは「により」と、同法第七
十条の三第一項中「その所轄庁の

職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「行政執行法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する行政執行法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「行政執行法人」と、同法第百三条第二項中「所

長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは

「轄庁の長」とあるのは「当該職員
の勤務する行政執行法人の長」と
、同法第百四条中「内閣総理大臣
及びその職員の所轄庁の長」とあ
るのは「当該職員の勤務する行政
執行法人の長」とする。

3

職員に関する国際機関等に派遣
される一般職の国家公務員の処遇
等に関する法律（昭和四十五年法
律第百十七号）第五条及び第六条
第三項の規定の適用については、
同法第五条第一項中「俸給、扶養
手当、地域手当、広域異動手当、
研究員調整手当、住居手当及び期
末手当のそれぞれ百分の百以内」
とあるのは「給与」と、同条第二
項中「人事院規則（派遣職員が検
察官の俸給等に関する法律（昭和
二十三年法律第七十六号）の適用
を受ける職員である場合にあつて
は、同法第三条第一項に規定する
準則）」とあるのは「独立行政法
人通則法（平成十一年法律第百三

「特定独立行政法人」と、同法第
百三条第二項中「所轄庁の長」と
あるのは「当該職員の勤務する特
定独立行政法人の長」と、同法第
百四条中「内閣総理大臣及びその
職員の所轄庁の長」とあるのは「
当該職員の勤務する特定独立行政
法人の長」とする。

3

職員に関する国際機関等に派遣
される一般職の国家公務員の処遇
等に関する法律（昭和四十五年法
律第百十七号）第五条及び第六条
第三項の規定の適用については、
同法第五条第一項中「俸給、扶養
手当、地域手当、広域異動手当、
研究員調整手当、住居手当及び期
末手当のそれぞれ百分の百以内」
とあるのは「給与」と、同条第二
項中「人事院規則（派遣職員が検
察官の俸給等に関する法律（昭和
二十三年法律第七十六号）の適用
を受ける職員である場合にあつて
は、同法第三条第一項に規定する
準則）」とあるのは「独立行政法
人通則法第五十七条第二項に規定

号)第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人は」と、「同法」とあるのは「国家公務員災害補償法」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合」として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは

する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合」として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは

「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週

「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週

間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。)に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五條から前條まで」とあるのは「第十五條及び前二條」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二條第三項第四号及び第三十九條第八項の規定の適用については、同法第十二條第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家

間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。)に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五條から前條まで」とあるのは「第十五條及び前二條」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二條第三項第四号及び第三十九條第八項の規定の適用については、同法第十二條第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公

公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する

公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する

		<p>る法律（平成三年法律第九号） 第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。</p>
		<p>（国会への報告等） 第六十条 行政執行法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 政府は、毎年、国会に対し、行政執行法人の常勤職員の数を報告しなければならない。</p>
<p>（国会への報告等） 第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。</p>	<p>る法律（平成三年法律第九号） 第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。</p>	

(年度目標)

第八十七条の八 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下この節において「年度目標」という。）を定め、当該年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該年度目標を変更したときも、同様とする。

2| 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(新設)

3 行政執行法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するため必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四節 行政執行法人

(年度目標)

第三十五条の九 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下「年度目標」という。）を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2| 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(新設)

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない

<p>(事業計画)</p>	<p>一 第八十七条の三の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務（以下「設立団体申請等関係事務処理業務」という。）の質の向上に関する事項</p> <p>二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>三 財務内容の改善に関する事項</p> <p>四 その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項</p> <p>3 年度目標には、前項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。</p> <p>4 設立団体の長は、年度目標を定め、又は当該年度目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>
<p>(事業計画)</p>	<p>3 前項の年度目標には、同項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。</p>
<p>(事業計画)</p>	

第八十七条の九 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る前条

(新設)

第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 申請等関係事務処理法人の最初の事業年度の事業計画に関する前項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 設立団体申請等関係事務処理

第三十五条の十 行政執行法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、主務省令で定めるところにより、

(新設)

当該年度目標を達成するための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 行政執行法人の最初の事業年度の事業計画については、前項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となること
が見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他設立団体の規則で定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

4 設立団体の長は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金
の限度額

五 不要財産又は不要財産となること
が見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

4 主務大臣は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

<p>5 申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該事業計画を公表しなければならない。</p> <p>6 申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該事業計画を公表しなければならない。</p>	
<p>(業務の実績等に関する評価等の特例)</p> <p>第八十七条の十 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。</p> <p>一 次号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績</p> <p>二 三年以上五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間の最</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 行政執行法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。</p>	
<p>(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)</p> <p>第三十五条の十一 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。</p> <p>2 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

後の事業年度、当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

2 | 申請等関係事務処理法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 | 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 | 行政執行法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3| 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

4| 設立団体の長は、第一項第二号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5| 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならぬ。

6| 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

らない。

5| 第一項又は第二項の評価は、第一項に規定する業務の実績又は第二項に規定する事項の実施状況について総合的な評定を付して、行わなければならない。

6| 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

7| 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

<p>7 第二十九条の規定は、第一項の 評価を受けた申請等関係事務処理 法人について準用する。この場合 において、「中期計画及び年度計 画並びに」とあるのは、「第八十 七条の九第一項に規定する事業計 画及び」と読み替えるものとする 。</p>		<p>9 </p>	
<p>(違法行為等の是正等) 第二百二十二条 設立団体の長は、地 方独立行政法人又はその役員若し くは職員が、不正の行為若しくは この法律、他の法令、設立団体の</p>	<p>(違法行為等の是正) 第二百二十二条 設立団体の長は、地 方独立行政法人又はその役員若し くは職員の行為がこの法律、他の 法令若しくは設立団体の条例若し</p>	<p>9 </p> <p>※行政執行法人の場合 (監督命令) 第三十五条の十二 主務大臣は、年 度目標を達成するためその他この 法律又は個別法を施行するため特 に必要があると認めるときは、行 政執行法人に対し、その業務に関 し監督上必要な命令をすることが できる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(違法行為等の是正等) 第二百二十二条 設立団体の長は、地 方独立行政法人又はその役員若し くは職員が、不正の行為若しくは この法律、他の法令、設立団体の</p>	<p>※中期目標管理法人の場合 (違法行為等の是正等) 第三十五条の三 主務大臣は、中期 目標管理法人若しくはその役員若 しくは職員が、不正の行為若しく はこの法律、個別法若しくは他の</p>	<p>(新設)</p>	

条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人(第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る

くは規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは

法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は中期目標管理法の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該中期目標管理法に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

。以下この項及び次項において同
じ。）又はその役員若しくは職員
が、不正の行為若しくはこの法律
若しくは他の法令に違反する行為
をし、若しくは当該行為をするお
それがあると認めるとき、又は地
方独立行政法人の業務運営が著し
く適正を欠き、かつ、それを放置
することにより公益を害すること
が明白である場合において、特に
必要があると認めるときは、設立
団体又はその長に対し、前項の規
定による命令その他必要な措置を
講ずべきことを求めることができ
る。

4 総務大臣又は都道府県知事は、
前項の規定によるほか、地方独立
行政法人又はその役員若しくは職
員が、不正の行為若しくはこの法
律若しくは他の法令に違反する行
為をし、若しくは当該行為をする
おそれがあると認めるときは、地
方独立行政法人の業務運営が著し
く適正を欠き、かつ、それを放置
することにより公益を害すること

、設立団体又はその長に対し、第
一項の規定による命令その他必要
な措置を講ずべきことを求めるこ
とができる。

4 総務大臣又は都道府県知事は、
前項の規定によるほか、地方独立
行政法人又はその役員若しくは職
員の行為がこの法律若しくは他の
法令に違反し、又は違反するおそ
れがあると認めるときにおいて、
緊急を要するときその他特に必要
があると認めるときは、自ら当該
地方独立行政法人に対し、当該行
為の是正のため必要な措置をとる

が明白である場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(略)

6| 公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	、若しくは、 とき、又は 地方独立行 政法人の業 務運営が著 しく適正を 欠き、かつ 、それを放 置すること により公益	、又は とき
-----	---	-----------

べきことを命ずることができる。

5| 第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
(新設)

公益を により ること 放置す それを かつ、 欠き、 適正を 著しく 運営が の業務 政法人 独立行 は地方 場合又	場合 又	、 又は	第四項	求め	とが明白で ある場合に おいて、特 に必要があ ると認める とき
	求め	是正	は 、若しく	、 又は	

<p>害する こと が明白 である 場合</p>	<p>5 公立大学法人は、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による設立団体の長の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。</p>	<p>6 前項の規定は、第四項の規定により読み替えられた第三項の規定による総務大臣又は都道府県知事の求めについて準用する。</p>	<p>第百二十二条の二 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務</p>
	<p>是正又は業務運営の改善</p>	<p>前項</p>	
	<p>是正</p>	<p>求める</p>	<p>命令</p>
		<p>求め</p>	

(以下この章において「担任設立
団体申請等関係事務処理業務」と
いう。) に関し必要な情報及び資
料の提供又は指導及び助言を行
うものとする。

(申請等関係事務処理法人に対す
る報告及び検査の特例)

第二百二十二条の三 設立団体の長以
外の執行機関は、担任設立団体申
請等関係事務処理業務に関し必要
があると認めるときは、申請等関
係事務処理法人に対し、当該担任
設立団体申請等関係事務処理業務
に関し報告をさせ、又はその職員
に、申請等関係事務処理法人の事
務所に立ち入り、当該担任設立団
体申請等関係事務処理業務の状況
若しくは帳簿、書類その他の必要
な物件を検査させることができる
。

2 第二百二十一条第二項及び第三項
の規定は、前項の規定による立入
検査について準用する。

(申請等関係事務処理法人に対す

(新設)

※行政執行法人の場合

る監督命令)

第二百二十二条の四 設立団体の長その他の執行機関は、第二百二十二条第一項の規定によるほか、担任設立団体申請等関係事務処理業務に
関し必要があると認めるときは、
申請等関係事務処理法人に対し、
監督上必要な命令をすることができ
きる。

(申請等関係事務処理法人に対する
停止命令等)

第二百二十二条の五 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立
団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 当該申請等関係事務処理法人
が行う担任設立団体申請等関係
事務処理業務がこの法律、他の
法令、設立団体の条例若しくは
規則又は定款に違反していると

(新設)

(監督命令)

第三十五条の十二 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが
できる。

(新設)

認めるとき。

二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。

三 当該申請等関係事務処理法人が担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することが困難であると認めるとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

2 申請等関係事務処理法人は、前項の規定による命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認められる場合には、その旨を設立団体の長（当該設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体の長以外の執行機関が担任する場合には、設立団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機関）に届け出なければならぬ。

<p>3) 設立団体の長その他の執行機関は、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨の告示をしなければならぬ。ただし、当該命令又は届出に係る担任設立団体申請等関係事務処理業務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつた旨を、その者に対し、通知することができる。</p>			
		<p>(削る)</p>	<p>第二節 特定独立行政法人 以外の独立行政法人 (役員²の兼職禁止) 第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</p>

<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(準用)</p> <p>第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。</p>	<p>(職員の給与等)</p> <p>第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業</p>

<p>第六十七條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>(財務大臣との協議)</p>	<p>第六章 雑則</p> <p>第六十五條 削除</p>	
<p>第六十七條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>(財務大臣との協議)</p>	<p>第六章 雑則</p> <p>(違法行為等の是正)</p> <p>第六十五條 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。</p>

ならない。

一 (略)

二 第三十五条の四第一項の規定

により中期目標を定め、又は
変更しようとするとき。

三 第三十五条の九第一項の規定

により年度目標を定め、又は変
更しようとするとき。

四 第三十条第一項、第四十五条

の五第一項、第三十五条の第十
一項、第四十五条第一項ただし
書若しくは第二項ただし書又は
第四十八条の規定による認可を
しようとするとき。

五 第四十四条第三項の規定によ

る承認をしようとするとき。

六 第四十六条の二第一項、第二

項若しくは第三項ただし書又は
第四十六条の三第一項の規定に
よる認可をしようとするとき。

七 第四十七条第一号又は第二号

の規定による指定をしようとする

ならない。

一 第二十九条第一項の規定によ
り中期目標を定め、又は変更し
ようとするとき。

(新設)

(新設)

二 第三十条第一項、第四十五条

第一項ただし書若しくは第二項
ただし書又は第四十八条第一項
の規定による認可をしようとし
るとき。

三 第四十四条第三項の規定によ

る承認をしようとするとき。

三の二 第四十六条の二第一項、

第二項若しくは第三項ただし書
又は第四十六条の三第一項の規
定による認可をしようとする
とき。

四 第四十七条第一号又は第二号

の規定による指定をしようとする

第七十一条 次の各号のいずれかに	<p>理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ、正当な理由がないのにこれに応じなかった者</p> <p>四 第五十四条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者</p> <p>五 第五十四条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述した者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であつた者を除く。）</p>	<p>正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ、正当な理由がないのにこれに応じなかった者</p> <p>四 第五十四条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者</p> <p>五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であつた者を除く。）</p>
第七十一条 次の各号のいずれかに	<p>第六十九条の二 第五十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならぬ場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第十九条第五項若しくは第六項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

六 第三十条第三項、第三十二条第六項、第三十五条の三（第三

該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならぬ場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

(新設)

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき

十五條の八において準用する場合を含む。）、第三十五條の五第三項、第三十五條の六第九項、第三十五條の十第四項又は第三十五條の十二の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

七| 第三十二條第二項、第三十五條の六第三項若しくは第四項又は第三十五條の十一第三項若しくは第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八| 第三十八條第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

九| 第四十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十| 第五十條の八第三項（第五十條の十一において準用する場合

。）、第三十三條の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七| 第三十八條第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八| 第四十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九| 第六十條第一項又は第六十五條第二項の規定による報告をせ

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条(第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに附則第五条第二項及び第七条の規定 公布の日</p> <p>二 附則第四条第一項、第六項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお</p>	
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条、第十二条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 を含む。)又は第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 独立行政法人の子法人の役員が第十九条第七項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。</p>
<p>附則</p>	<p>ず、又は虚偽の報告をしたとき (新設)</p>

いて政令で定める日

三 第一条中地方自治法第九十六条及び第九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百三条の二第一項、第二百三十三条、第二百五十二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第二項及び第二百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第二条中地方公営企業法第三十条の改正規定、第三条（地方独立行政法人法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第二百二十三条第一項の改正規定（「含む。」の下に「、第十九条の二第二項及び第四項」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七項から第十項まで、第十三項及び

第十六項、第五条第一項、第八条、
第九条並びに第十二条の規定
平成三十年四月一日

第四条 地方公共団体は、第三号施行日前においても、第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七条又は第八条第二項の規定の例により、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第七十四条第四項に規定する役員の任期を規定した定款を定め、又はこれらの規定に規定する役員の任期に関する定款の変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

（準備行為等）

第二条 この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条

の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

2 この法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものと

2 新地方独立行政法人法第十三条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十三条の二、第十五条の三、第三十五条第一項から第四項まで並びに第三十五条の二の規定は、第三号施行日前に生じた事項についても適用する。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員である者の任期（補欠の地方独立行政法人の役員の任期を含む。）については、新地方独立行政法人法第十五条第一項及び第

された新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しななければならない。

（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

第六条 新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

（役員任期に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十

二項並びに第七十四条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第三号施行日において地方独立行政法人の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、第三号施行日の翌日以後最初に任命される地方独立行政法人の監事（補欠の地方独立行政法人の監事を除く。）の任期に係る新地方独立行政法人法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるもの」とし、任命の日から、当該対応する理事長」とあるのは、「任命の日から、同日において地方独立行政法人の理事長である者」とする。

一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法の監事（補欠の中期目標管理法の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるもの」とし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二

第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)(の末日の翌日(以下この項において「起算日」という。))から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間(以下この項において「残期間」という。))が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日(以下この項及び次項において単に「初日」という。))とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を

経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事(補欠の国立研究開発法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政

5 新地方独立行政法人法第十九条
の二第四項の規定は、同項の規定
による業務方法書の定めを設ける
当該業務方法書の作成又は変更に
ついて地方独立行政法人法第二十
二条第一項の規定による設立団体

執行法人をいう。以下同じ。）の
監事である者の任期につき第一項
の規定の適用がある場合には、施
行日の翌日以後最初に任命される
行政執行法人の監事（補欠の行政
執行法人の監事を除く。）の任期
に係る新法第二十一条の三第二項
の規定の適用については、同項中
「各行政執行法人の長の任期（補
欠の行政執行法人の長の任期を含
む。以下この項において同じ。）
と対応するものとし、任命の日か
ら、当該対応する行政執行法人の
長の任期」とあるのは、「任命の
日から、当該任命の日における当
該行政執行法人の長の任期（補欠
の行政執行法人の長の任期を含む
）」とする。

(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。)の長の認可を受けた日以後の新地方独立行政法人法第十九条の二第一項に規定する役員等の行為に基づき損害賠償責任について適用する。

6 設立団体の議会は、新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

7 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に設立団体の長が第三条の規定による改正前の地方独立行政法人法(次項において「旧地方独立行政法人法」という。)第二十五条第一項の規定により地方独立行政法人に指示している同項に規定する中期目標(第十三項において「旧中期目標」という。)

～は、設立団体の長が新地方独立行政法人法第二十五条第一項の規

(中期目標管理法及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条

定により指示した同項に規定する
中期目標とみなす。

8 附則第一条第三号に掲げる規定
の施行の際現に地方独立行政法人
が旧地方独立行政法人法第二十六
条第一項の規定により認可を受け
ている同項に規定する中期計画（
次項において「旧中期計画」とい
う。）は、新地方独立行政法人法
第二十六条第一項の認可を受けた
同項に規定する中期計画（次項に
おいて「新中期計画」という。）
とみなす。

9 前項の規定により旧中期計画が
新中期計画とみなされる場合にお
ける第三号施行日を含む事業年度
に係る新地方独立行政法人法第二

第一項の規定により指示した同項
の中期目標又は新法第三十五条の
四第一項の規定により指示した同
項の中長期目標とみなす。

2 この法律の施行の際現に施行日
において中期目標管理法人又は国
立研究開発法人となる独立行政法
人が旧法第三十条第一項の規定に
より認可を受けている同項の中期
計画（附則第十条第二項において
「旧中期計画」という。）は、新
法第三十条第一項の認可を受けた
同項の中期計画（附則第十条第二
項において「新中期計画」という
。）又は新法第三十五条の五第一
項の認可を受けた同項の中長期計
画（附則第十条第二項において「
新中長期計画」という。）とみな
す。
（年度計画及び事業計画に関する
経過措置）

第十条 次項に規定する場合を除き
、施行日を含む事業年度に係る新
法第三十一条第一項（新法第二十
五条の八において読み替えて準用

十七条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく、同法附則第四条第八項の規定により前条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

する場合を含む。）又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中長期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と

、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十条の八において読み替えて準ずる場合を含む。)の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五

10) 新地方独立行政法人法第二十八
条、第七十八条の二及び第七十九
条の規定は、第三号施行日の前日
に終了した事業年度における業務
の実績及び中期目標の期間におけ
る業務の実績に関する評価につい
ても適用する。

条の五第一項の認可を受けたとみ
なされる」とする。

(業績評価等に関する経過措置)

第十一条 新法第三十二条の規定は
、施行日において中期目標管理法
人となった独立行政法人の施行日
の前日に終了した事業年度及び中
期目標の期間に係る業務の実績に
関する評価についても適用する。

2 新法第三十五条の六第一項、第
三項及び第五項から第九項までの
規定は、施行日において国立研究
開発法人となった独立行政法人の
施行日の前日に終了した事業年度
及び中期目標の期間に係る業務の
実績に関する評価についても適用
する。

3 新法第三十五条の十一第一項、
第三項、第五項及び第六項の規定
は、施行日において行政執行法人
となった独立行政法人の施行日の
前日に終了した事業年度に係る業
務の実績に関する評価についても
適用する。

4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行人となつた独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替え

るものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

11 設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体（以下この項及び次項において「加入設立団体」という。）は、第三号施行日前に

おいても、新地方独立行政法人法

第八条第二項の規定の例により、

当該設立団体及び加入設立団体の

議会の議決を経て、設立団体の数

を増加させる定款の変更を行い、

総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

12 加入設立団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定の例により、新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができる。

13 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時の検討に関する新地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に

おける業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

14 地方公共団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第七条、第二十一条第五号、第八十七条の五、第八十七条の十及び第二百二十三条第四項の規定の例により、新地方独立行政法人法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人（次項において「申請等関係事務処理法人」という。）の設立について、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を規定した定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

15 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人（

申請等関係事務処理法人であるものに限る。)に権利及び義務を承継させるために必要な行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

16 第三号施行日から施行日の前日までの間における新地方独立行政法人法第二百二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第六項第二号、第十九条の二第四項」とあるのは「第六項第二号」と、同条第三項中「第六条第四項、第十九条の二第四項」とあるのは「第六条第四項」とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十二条 旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第十三条 旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一

項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。